

常用発電設備保守点検業務委託仕様書

この仕様書は、山梨県立中央病院の常用発電設備保守点検業務委託に適用し、契約書のほか本仕様書により作業を実施するものとする。

1 対象設備

1) 常用発電設備

- ・仕様：ガスエンジン（13A仕様） MGS816TAE（明電舎製）
- ・定格：6.6kV 400kW×2台
- ・系統：常時商用系統と系統連携あり
- ・制御：受電電力一定・調相制御
- ・廃熱利用：熱交換器により排ガス・ジャケット廃熱回収
空調・給湯熱源に利用

2) 上記設備に係る配電盤等の電気設備

2 点検概要・時期

- | | | |
|-------------------|-------|---------|
| 1) 1,000時間（A）点検 | ・・・3回 | 5,9,1月 |
| 2) 2,000時間（B）点検 | ・・・3回 | 7,11,3月 |
| 3) 6ヶ月電気設備（EA）点検 | ・・・1回 | 3月 |
| 4) 12ヶ月電気設備（EB）点検 | ・・・1回 | 9月 |

上記点検に加え、故障発生時等の設備復旧のための1次対応も本業務に含めるものとする。

3 点検項目

- 1) A, B, C点検については別紙「常用発電設備点検項目一覧」による点検・整備等を行うこと。
- 2) EA点検については、発電機配電盤、真空遮断器、充電器蓄電池点検、絶縁抵抗測定、保護連動試験、始動停止試験、発電機運転確認、補機電流測定を行うものとし、EB点検はこれに保護継電器試験を含めるものとする。

4 交換部品

- 1) 別紙「交換部品一覧」による部品交換を行うこと。

5 施工にあたっての注意事項

- 1) 作業内容、充電範囲等の確認を十分に行い、事故を起こさないように細心の注意を払って行うこと。
- 2) 本業務に必要なもの（水、エンジンオイル、電気等以外）は、乙が用意すること。
- 3) 作業現場の整理整頓に努めること。
- 4) 作業にあたって必要となった軽微な材料などは、本契約に含まれるものとする。

6 その他

- 1) 作業が完了したときは、その都度、作業報告書1部を速やかに提出すること。
- 2) 乙は作業中の記録として適宜写真を撮影し、甲に提出するものとする。
- 3) 保守作業により生じた発生品、その他残材等は乙が責任を持って処分すること。
- 4) その他これに定めていないものでも疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。